

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長生郡市広域市町村圏組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	45.2%
全職員	75.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	104.3%
本庁係長相当職	94.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.9%
31～35年	89.6%
26～30年	93.9%
21～25年	85.5%
16～20年	81.9%
11～15年	107.0%
6～10年	86.8%
1～5年	93.7%

【説明欄】

- ・対象期間:令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
- ・任期の定めのない常勤職員:他団体から当組合への派遣職員を含む
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員:再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員
- ・短時間勤務の職員については、勤務時間を基礎として職員数を換算
- ・給与:基本給、超過勤務手当、賞与等を含み、通勤手当(非課税)等の実費経費や退職手当を除く
- ・役職段階別について、本庁部局長・次長相当職は女性の職員がいないため、「—」と記載
- ・給与水準の高い医師に男性が多いため、男女の給与の差異に影響を与えている

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。